

4 子どもの権利に関する意識の向上

(1) 子どもの権利に関する意識の現状と課題

ア 子どもの権利に関する実態・意識調査報告書から

子どもの権利条例を知っているとした子どもの回答は 41.0%、おとなは 25.7%、職員は 96.5%であり、前回(2002年3月実施)の調査と比較して、子どもは4.2ポイント、おとなは5.3ポイント、職員は0.2ポイント下がっている。条例の認知経路は、子どもでは、「授業、先生の話」が68.5%で最も多く、おとなは「パンフレット、ポスター、広報誌」(66.7%)、職員は「授業、先生の話」(87.2%)で最も多かった。条例を知る手段として、授業や教職員の話は重要になっている。

子どもの年齢ごとの認知度では、11歳が44.8%、12歳が45.0%、13歳が45.5%、14歳が35.6%、15歳が42.9%、16歳が37.3%、17歳が31.2%となっており、年齢が上がるにつれて条例を知っている子どもの割合が減っているが、中学2年生年代で一度大きく下がっている。特に中学校1・2年生へ周知や学習アプローチの方法を検討する必要がある。

おとなの場合は、子どもがいるおとなは46.0%が条例を知っているが、子どもがいないおとなのそれは17.3%である。子どもがいないおとなに向けた広報・啓発の検討も望まれる。

条例に基づく制度については、子どもでは、「子ども会議」(36.4%)が最も高いが、前回と比較すると7.5ポイント下がっている。制度を一つも知らない子どもは39.7%である。

子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が制度を知るとともに、理解することが大切であり、子どもが子どもの権利について認識することや、子どもにかかわるおとなが子どもの権利や制度について理解することが必要である。さらに、子どもの権利条例を知ることが、子どもの権利に関する認識さらには自己肯定感を高めることにつながるため、あらゆる機会をとおして広報・啓発に努める必要がある。

子どもの権利に関する意識については、今の子どもには、「権利も責任も両方同じように大切」だという意見は、子ども43.3%、おとな52.6%、職員64.4%で、最も比率が高いが、「まじめにがんばっているのだから、決めつけないでほしい」という意見は、子ども19.9%、おとな11.7%、職員5.5%、「責任をとれないのに権利ばかり言うのはおかしい」という意見は、子ども13.9%、おとなは17.8%、職員は18.9%となっており、子どもの「まじめにがんばっているのに」という気持が職員やおとなに伝わっていない状況がある。

イ 子どもの意見表明・参加を中心とした行動計画の進捗状況から

教職員に対する人権尊重教育の進め方の研修、条例のパンフレットの作成、「子どもの権利Q & A」の作成、「子どもの権利学習を進めるための教育課程の編成」資料の見直し、保育園等の児童福祉施設における職員研修、行政職員を対象とした研修において子どもの権利についての内容を位置づける等、研修が行われている。

また、市民とともに様々な形で実施している子どもの権利の日事業、保護者や地域のおとなの参加を呼びかけて実施している子どもの権利の日週間等、市民参加での広報・啓発や学習が

展開されている。

子どもに対しては、教材やパンフレットの配付、権利学習講師派遣事業の実施、子ども向けホームページ「こどもページ」、子どもが利用する施設での子どもが行う広報等、子どもが学習し、活動するための支援の工夫が行われている。

広報・啓発の実施や教育・学習の支援が広く行われているが、子どもの年齢や発達に考慮した手法の開発をさらに進めるための努力が望まれる。

(2) 子どもの権利に関する意識の向上の視点

子どもの権利に関する意識の向上にあたっては、子どもの権利条例、国連子どもの権利委員会の勧告（「総括所見」2004年1月）等を踏まえた子どもの権利条約の理念の普及が重要である。

ア 子どもを権利の主体として位置づける

子どもに関わる広報・啓発の実施や教育・学習の支援にあたっては、子どもが権利の主体であり、権利を享有し行使できることを基本に、人間としての尊厳を大切にされ、自分らしく生きていくことを支援することが求められる。

イ 子どもの自己肯定感を育てるとともに、豊かな人間関係を築く

子どもが自らの命を絶ったり、他者の生命等を傷つけたりと、子どもをとりまく人間関係が問題となっている現状において、とりわけ子どもの生命の権利や成長の権利を保障するためには、子どもの自己肯定感の形成が重要であり、子どもが子どもの権利を具体的に理解できるよう工夫と努力が必要である。子どもの権利を学び身につけることは、子ども同士、子どもとおとな等との豊かな人間関係を築いていくことにもつながる。

ウ 社会を構成するパートナーとして子どもを位置づける

子どもの権利条例前文に規定されているように、子どもはおとなとともに社会を構成するパートナーとして位置づけられ、それにふさわしい役割等が果たせるよう支援されるなかで、子どもの権利意識を向上させ、おとなとの関係もつくっていくことができる。

エ 障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等について配慮する

広報・啓発の実施や教育・学習の支援にあたっては、特に障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等、現状ではより困難な状況におかれた子どもたちに子どもの権利が伝わり理解できるよう配慮する。

(3) 子どもの権利に関する意識における重点的取組への提言

ア 子どもへの支援

(a) 派遣講師の拡充、図書・資料の充実等、子どもが学校で子どもの権利について学習が

できるよう条件整備と支援を進める。

- (b) 子どもが学校以外の場でも子どもの権利について学習できるよう支援する。
- (c) 子ども向けホームページ「こどもページ」の充実等、子どもの権利に関する情報の収集・発信を充実させる。

イ 個別の支援を必要とする子どもへの支援

- (a) 特に障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等が、子どもの権利を学習できるよう支援を充実させる。
- (b) 就学前の子どもを対象とした子どもの権利学習のあり方や方法等を検討するとともに、実践の交流を進める。

ウ 子どもの権利保障の担い手への支援

- (a) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、それぞれの学校の実情に合わせた子どもの権利学習が進むよう、カリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させる。
- (b) 子どもの権利の日事業を子どもや市民とともに進める。
- (c) 子どもの権利に関する週間や社会教育の実践等により、市民に向けた子どもの権利学習を進める。
- (d) 子どもの権利学習等を行っているNPO等と連携し、学校教育や社会教育における子どもの権利学習を進展させる。
- (e) 子どもの権利条例及び子どもの権利条約について、職員に対する広報及び研修を充実させる。